

川崎市告示第604号

環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第72条の規定に基づき、環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針を次のように定め、平成12年12月20日から適用する。

平成12年12月1日

川崎市長 高橋 清

事業者は、事業活動を行うに当たり、環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、次に掲げるところにより、環境の保全に係る組織体制の整備に努めるものとする。

1 環境の保全のための方針、目標及び計画の策定

- (1) 事業所の活動内容から環境への影響に関する項目を設定した環境保全の取組に関する理念及び行動方針をとりまとめた環境方針（環境の保全に関する基本方針をいう。以下「環境方針」という。）を定めること。また作成した環境方針を従業員に周知させるとともに、市民に対し種々の手段で公表すること。
- (2) 事業活動を原料の調達、設計、製造工程、製品使用、サービス、廃棄等の各段階において、環境に及ぼす影響を把握し、それを基に環境方針を達成するための行動目標を設定すること。
- (3) 行動目標を達成するための手段、日程、責任部署等を盛り込んだ行動計画を作成すること。また、当初計画を遂行できなかった場合には、計画内容の再検討を行うこと。

2 環境の保全のための役割、責任及び権限に係る組織体制の明確化

- (1) 事業所として、環境の保全に係る体制の効果的な運用のため、環境管理についての役割、責任及び権限を明確化し、文書化すること。
- (2) 環境保全に係る分担、役割等が明示された組織図を作成すること。

3 施設等に係る点検管理の規準の整備

- (1) 事業活動における環境に適用される法令等の遵守状況やその他組織が考慮すべき要求事項を把握するため、設備、工程等の稼働状況、水、燃料、原材料等の使用量及び廃棄物の発生量等を日常的に管理するための規準を整備すること。
- (2) (1)の規準を基に点検管理の実施するとともに、点検結果について管理責任者が確認を行うこと。

4 環境の保全のための従業員の教育

事業活動と環境影響との関わり等をすべての従業員に理解させるための研修会等の開催や地域で行われている環境保全のための活動への積極的な参加等により、従業員の環境保全への意識の啓発を図ること。

5 環境の保全に係る情報の把握及び公表の仕組みの整備

事業活動の各工程において環境に与える負荷についての把握や環境保全の取組に対する点検管理状況の記録を整備すること。また市民や自治体等からの環境保全上の情報提供の要請に対応する窓口部署や担当を定め、積極的にこれらの情報を公表する仕組みを整備すること。

6 事故時及び非常時における対応の仕組みの整備

事業所における設備の破損、故障、管理状況の不備等による事故、火災、地震等による環境への重大な影響を及ぼす事故等を生じさせる可能性を予測し、事故時等の対応の手順を整備すること。

- (1) 環境への影響を及ぼす可能性のある施設等、事故発生防止施設、事故等の監視施設の再点検等を定期的に行い、事故等の発生を予測し、予防すること。
 - (2) 事故等の発生時の通報、対応組織の編成、対応要員の任務分担、応急措置の手順を定め、周知させること。
 - (3) 事故等を想定し、応急措置の訓練、避難誘導の訓練、連絡通報の訓練等を定期的に行うこと。
 - (4) 事故等が発生した場合は、原因の究明に努めるとともに、製造工程、維持管理体制の見直し及び事故等の防止設備の充実を図ること。又、他の事業所の事故についての情報の収集にも努め、再発防止策に反映させること。
- 7 環境の保全のための方針、目標及び計画の実施状況並びに環境の保全のための組織体制の定期的な点検
- (1) 点検は、できる限り客観性を保つことができる部署又は担当者が定期的を実施すること。また、点検に当たっては環境への影響の程度を把握した点検項目や実施済の点検結果の内容を反映させた点検計画を作成し、これに沿って実施するとともに、行動目標に対する実績を記録し、経営の責任者に報告すること。
 - (2) (1) の点検結果を踏まえ、必要に応じて環境の保全に係る組織体制全般の見直しを検討すること。